



計 量 証 明 書

上富良野町クリーンセンター 様

札幌市東区北20条東2丁目2-32
環境クリエイト株式会社
(事業所名) 環境クリエイト(株) ラボラトリ
(所在地) 札幌市北区北29条西3丁目1-3
(登録番号) 計量証明事業登録 第677号
環境計量士 藤原 絵理子
第3756号 (濃度)

試料名	放流水
採取場所	上富良野町クリーンセンター
採取者	環境クリエイト株式会社 松本 尚樹
採取日	令和7年5月7日 10:10 (天候:晴、気温:17.8℃)
受付日	令和7年5月7日

計量の対象	計量の結果	排水基準 (参考)	単位	計量の方法
アルキル水銀化合物	0.0005 未満	検出され ないこと (0.0005 未満)	mg/L	昭和46年12月環境庁告示第59号付表3及び昭和49年9月環境庁告示第64号付表1 ガスクロマトグラフ法
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.0005 未満	0.005 以下	mg/L	昭和46年12月環境庁告示第59号付表2 還元気化原子吸光分析法
カドミウム及びその化合物	0.003 未満	0.03 以下	mg/L	JIS K 0102-3 14.4 ICP発光分光分析法
鉛及びその化合物	0.01 未満	0.1 以下	mg/L	JIS K 0102-3 13.4 ICP発光分光分析法
有機燐化合物	0.1 未満	1 以下	mg/L	JIS K 0102-4 7.2.1 及び 7.2.3 ガスクロマトグラフィー
六価クロム化合物	0.05 未満	0.5 以下	mg/L	JIS K 0102-3 24.2.4 ICP発光分光分析法 (鉄共沈除去後)
砒素及びその化合物	0.001 未満	0.1 以下	mg/L	JIS K 0102-3 20.3 水素化物発生原子吸光分析法
シアン化合物	0.1 未満	1 以下	mg/L	JIS K 0102-2 9.3.2 及び 9.5 4-ピリジン カルボン酸-ピラゾロン吸光光度分析法
ポリ塩化ビフェニル	0.0005 未満	0.003 以下	mg/L	昭和46年12月環境庁告示第59号付表4 ガスクロマトグラフ法
トリクロロエチレン	0.002 未満	0.1 以下	mg/L	JIS K 0125 5.2 ヘッドスペース-ガスクロマト グラフ質量分析法
テトラクロロエチレン	0.002 未満	0.1 以下	mg/L	同上
ジクロロメタン	0.002 未満	0.2 以下	mg/L	同上
四塩化炭素	0.002 未満	0.02 以下	mg/L	同上
1,2-ジクロロエタン	0.002 未満	0.04 以下	mg/L	同上
1,1-ジクロロエチレン	0.002 未満	1 以下	mg/L	同上

計量の対象	計量の結果	排水基準 (参考)	単位	計量の方 法
1,1,2-ジクロロエチレン	0.002 未満	0.4 以下	mg/L	JIS K 0125 5.2 ヘッドスペース-ガスクロマト グラフ質量分析法
1,1,1-トリクロロエタン	0.002 未満	3 以下	mg/L	同上
1,1,2-トリクロロエタン	0.002 未満	0.06 以下	mg/L	同上
1,3-ジクロロプロペン	0.002 未満	0.02 以下	mg/L	同上
チウラム	0.006 未満	0.06 以下	mg/L	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 5 固相抽出による高速液体クロマトグラフ法
シマジン	0.003 未満	0.03 以下	mg/L	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 6 第 1 固相抽出によるガスクロマトグラフィー質量分析法
チオベンカルブ	0.02 未満	0.2 以下	mg/L	同上
ベンゼン	0.002 未満	0.1 以下	mg/L	JIS K 0125 5.2 ヘッドスペース-ガスクロマト グラフ質量分析法
セレン及びその化合物	0.001 未満	0.1 以下	mg/L	JIS K 0102-3 26.2 水素化物発生原子吸光分析法
1,4-ジオキサン	0.05 未満	10(0.5) 以下(注)	mg/L	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 7 第 3 ヘッドスペース-ガスクロマトグラフ質量分析法
ほう素及びその化合物	0.38	海域以外 50 海域 230	mg/L	JIS K 0102-3 5.5 ICP 発光分光分析法
ふつ素及びその化合物	0.1	海域以外 15 海域 適用外	mg/L	JIS K 0102-2 5.2 及び 5.3 ランタン-アリザ リンコンプレキソン吸光光度分析法
アンモニア、アンモニウム 化合物、亜硝酸化合物及び 硝酸化合物	3.6	200 以下	mg/L	JIS K 0102-2 13.2.2 及び 13.4 インドフェノール 青吸光光度分析法、14.2 ナフチルエチレンジアミン 吸光光度分析法 及び 15.8 イオンクロマトグラフィー
ノルマルヘキサン抽出物質 含有量 鉱油類含有量	1.0 未満	5 以下	mg/L	JIS K 0102-1 22.3 抽出法 及び 附属書 D (参考) 不揮発性鉱油類 及び 不揮発 性動植物油脂類
ノルマルヘキサン抽出物質 含有量 動植物油脂類含有量	1.0 未満	30 以下	mg/L	
フェノール類含有量	0.5 未満	5 以下	mg/L	JIS K 0102-4 5.2.2 及び 5.2.3 4-アミノアンチピリン吸光光度分析法
銅含有量	0.01 未満	3 以下	mg/L	JIS K 0102-3 11.5 ICP 発光分光分析法
亜鉛含有量	0.01 未満	2 以下	mg/L	JIS K 0102-3 12.4 ICP 発光分光分析法
溶解性鉄含有量	0.01 未満	10 以下	mg/L	JIS K 0102-3 16.5 ICP 発光分光分析法
溶解性マンガン含有量	0.01 未満	10 以下	mg/L	JIS K 0102-3 15.4 ICP 発光分光分析法
クロム含有量	0.01 未満	2 以下	mg/L	JIS K 0102-3 24.2.4 ICP 発光分光分析法
燐含有量	0.11	16 以下 (日間平均 8)	mg/L	JIS K 0102-2 18.4.1 ペルオキシ二硫酸カリウム 分解法 及び 18.4.4 モリブデン青吸光光度分析法
備 考				
<ul style="list-style-type: none"> 採取状況：水温 10.2℃、透視度 30度以上 排水基準は、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」（昭和 52 年 3 月総理府・厚生省令第 1 号）によります。 (注)1,4-ジオキサンの排水基準は、平成 25 年 2 月の改正省令施行の際の既存施設については、経過措置として排水基準値 0.5mg/L のところ当分の間 10mg/L が適用されます。 アルキル水銀化合物の排水基準は「検出されないこと」（環境大臣が定める方法による検査において定量限界を下回ること）であり、計量の結果は基準に適合しました。 燐含有量の排水基準は、環境大臣が定める湖沼、海域及びこれらに流入する公共用水域への排水水に限って適用されます。 「アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物」は、アンモニア性窒素濃度×0.4、亜硝酸性窒素濃度及び硝酸性窒素濃度の合算値です。 濃度が定量下限値未満となる場合、定量下限値の数値に未満と付加し表記しました。 				

計量の対象	地下水 上流	地下水 下流	基準値 (参考)	単位	計量の 方法
アルキル水銀	0.0005 未満	0.0005 未満	検出され ないこと (0.0005 未満)	mg/L	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号 付表 3 ガスクロマトグラフ法
総水銀	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	mg/L	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号 付表 2 還元気化原子吸光分析法
カドミウム	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	mg/L	JIS K 0102-3 14.3 電気加熱原子吸光分析法
鉛	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	mg/L	JIS K 0102-3 13.3 電気加熱原子吸光分析法
六価クロム	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	mg/L	JIS K 0102-3 24.3.5 I C P 発光分光分析法
砒素	0.001 未満	0.003	0.01 以下	mg/L	JIS K 0102-3 20.3 水素化物発生原子吸光分析法
全シアン	0.1 未満	0.1 未満	検出され ないこと (0.1 未満)	mg/L	JIS K 0102-2 9.3.2 及び 9.5 4-ピリジン カルボン酸-ピラゾロン吸光光度分析法
ポリ塩化ビフェニル	0.0005 未満	0.0005 未満	検出され ないこと (0.0005 未満)	mg/L	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号 付表 4 ガスクロマトグラフ法
トリクロロエチレン	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	mg/L	JIS K 0125 5.2 ヘッドスペース-ガス クロマトグラフ質量分析法
テトラクロロエチレン	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	mg/L	同上
ジクロロメタン	0.001 未満	0.001 未満	0.02 以下	mg/L	同上
四塩化炭素	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	mg/L	同上
1,2-ジクロロエタン	0.0002 未満	0.0002 未満	0.004 以下	mg/L	同上
1,1-ジクロロエチレン	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	mg/L	同上
1,2-ジクロロエチレン	0.001 未満	0.001 未満	0.04 以下	mg/L	同上
1,1,1-トリクロロエタン	0.001 未満	0.001 未満	1 以下	mg/L	同上
1,1,2-トリクロロエタン	0.0002 未満	0.0002 未満	0.006 以下	mg/L	同上
1,3-ジクロロプロペン	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	mg/L	同上
チウラム	0.0006 未満	0.0006 未満	0.006 以下	mg/L	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 5 固相抽出による高速液体クロマトグラフ法
シマジン	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	mg/L	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 6 第 1 固相 抽出によるガスクロマトグラフィー質量分析法
チオベンカルブ	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	mg/L	同上
ベンゼン	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	mg/L	JIS K 0125 5.2 ヘッドスペース-ガス クロマトグラフ質量分析法
セレン	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	mg/L	JIS K 0102-3 26.2 水素化物発生原子吸光分析法
1,4-ジオキサン	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	mg/L	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 7 第 3 ヘ ッドスペース-ガスクロマトグラフ質量分析法
クロロエチレン	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	mg/L	平成 9 年 3 月環境庁告示第 10 号付表第 2 ヘ ッドスペース-ガスクロマトグラフ質量分析法

備 考

- ・採取状況 ・地下水 上流：水温 7.3℃、透視度 30 度以上 ・地下水 下流：水温 16.4℃、透視度 30 度以上
- ・基準値は、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」（昭和 52 年 3 月総理府・厚生省令第 1 号）によります。
- ・アルキル水銀化合物、全シアン 及び ポリ塩化ビフェニルの基準値は「検出されないこと」（環境大臣が定める方法による検査において定量限界を下回ること）であり、3 項目ともに計量の結果は基準に適合しました。
- ・濃度が定量下限値未満となる場合、定量下限値の数値に未満と付加し表記しました。